

歩行者の安全を守る！

「ゾーン30」

「ゾーン30」とは、生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロの速度規制を実施し、区域内における速度抑制や区域内を抜け道として通行する車両の減少を図る生活道路対策です。

森岳地区の一部が「ゾーン30」に

森岳地区の一部の区域が白山地区に続き、市内で2カ所目となる「ゾーン30」となりました。対象となる区域は、下記の赤色で着色している区域となりました。

「ゾーン30」区域の入口には、緑のカラー舗装に白字で「ゾーン30」標示および規制標識をおよび規制標識を設置しています。

住民の皆さんが安心して通行できるようにご理解とご協力をお願いします。

▼問い合わせ先 道路課道路整備班
(☎) 1111 内線 221



森岳地区の「ゾーン30」規制区域

